

社会福祉法人いずみ会  
女性の活躍に関する情報公表について

(1) 男女間賃金差異

	男女間賃金差異
全労働者	97.1%
正規雇用労働者	99.6%
非正規雇用労働者	119.2%

- ・対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・正規雇用労働者：正職員が該当
- ・非正規雇用労働者：臨時職員、パートタイマー職員、嘱託職員が該当

(2) 女性管理職比率 62.5%

(3) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 76.9%